

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：パキスタン国ハイバル・パフトゥンハー州洪水被害にかかる母子保健機材復旧計画準備調査 (QCBS)

調達管理番号：22a00914

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年2月15日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年2月15日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：パキスタン国ハイバル・パフトウンハー州洪水被害にかかる母子保健機材復旧計画準備調査（QCBS）
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
 - (●) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）
 - () 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）
- (4) 契約履行期間（予定）：2023年5月～2024年4月
上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。

4. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口
調達・派遣業務部 契約第一課
電子メール宛先：outm1@jica.go.jp
担当者メールアドレス：Hirayama.Anju@jica.go.jp
- (2) 事業実施担当部
人間開発部 保健第二グループ第四チーム
- (3) 日程
本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年2月21日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年3月1日 12時
3	質問への回答	第1回 回答日

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

	2月23日12:00までの受領分	2023年2月27日
4	質問への回答	第2回（最終）回答日 2023年3月6日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
6	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2023年3月10日 12時
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時からの2営業日前まで
9	見積書の開封	2023年3月24日 11時
10	評価結果の通知日	見積書開封日時からの1営業日以内
11	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としません。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 URL に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

提供資料：

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4. (3) 参照
- 2) 提出先：上記4. (1) 選定手続き窓口宛
CC: 担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)のURLに記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注3) 質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 回答方法

上記4. (3) 日程のとおり、原則2回に分けて以下のJICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2022年6月1日版）」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。

- ② 上記4. (3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額(千円未満切り捨て。消費税は除きます。)を、上記4. (3)日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書(含む内訳書)にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書

本見積書、別見積書は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4. (3)の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書 (本見積書及び別見積書)

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：(調達管理番号)_ (法人名)_ 見積書
[例：20a00123_〇〇株式会社_見積書]
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

9. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点90点、価格評価点10点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」、
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせしません。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されません。

① 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2

点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

$$\textcircled{1} \quad (\text{価格評価点}) = \text{最低見積価格} = 100 \text{点}$$

$$\textcircled{2} \quad (\text{価格評価点}) = \text{最低見積価格} / (\text{それ以外の者の価格}) \times 100 \text{点}$$

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4. (2)に示す予定価格の80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

予定価格の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

$$\text{最も安価な見積額} : \text{価格評価点} = 100 \text{点}$$

$$\text{それ以外の見積額 (N)} : \text{価格評価点} = (\text{予定価格} \times 0.8) / N \times 100 \text{点}$$

* 最も安価ではない見積額でも予定価格の80%未満の場合は、予定価格の80%をNとして計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を90 : 10の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.9 + (\text{価格評価点}) \times 0.1$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記4. (3)日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が高かった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が多数あり、更にその内複数の技術評価点が高かった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記 4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

1 1. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- (1) 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、JICA が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式 5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
- (2) 本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社
の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力
準備調査）の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設
計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び生産物の調達から排除され
ます。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「パキスタン国ハイバル・パフトゥンハー州洪水被害にかかる母子保健機材復旧計画準備調査（QCBS）」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 プロジェクトの背景

パキスタン・イスラム共和国（以下、「当国」という。）では、2022年6月中旬よりモンスーンによる豪雨に伴い大洪水が発生しており、パキスタン政府の発表によると、国土の3分の1が水没等の影響を受け、死者1,700名以上、被災者3,300万名以上、被害額は初期の見積もりで約300億ドルを超えている（国家防災管理局、2022年10月現在）。パキスタン政府は、同年8月から洪水被害に対する国際社会の支援を呼びかけ、9月中旬より国際機関等と共に災害後ニーズ確認調査「Pakistan Floods 2022: Post-Disaster Needs Assessment」（以下、「PDNA」という。）を開始、10月28日には、同調査結果の報告書を発表し、11月に開催されたCOP27、2023年1月9日に開催されたパキスタン洪水被害に関する支援国会合等を通じ、気候変動による被害国として、国際社会からの追加的支援を求めている。

PDNAは、「より良い復興（Build Back Better）」のコンセプトに基づき、生計手段の回復をはじめとして、インフラや公共サービスの適切な復旧・復興を通じた災害に強い地域社会作りを基本方針として提示している。また、同報告書によると、洪水の影響で当国の全医療施設のうち13%が被災し、損壊した結果、約120万世帯が医療施設（診療所や基本的な保健施設などの主に一次医療施設）を利用できなくなり、また約280万世帯が産前検診や産後ケアといった母子保健サービスを受けられなくなると推計している。加えて、洪水の被害により、貧困の増加、特に多次元的貧困²が37.8%から43.7%に増加すると推計している。この多次元的貧困は、適切な健康、衛生設備、質の担保された母子保健サービス、電力へのアクセス、資産の喪失などを伴うもので、増加率の高さはハイバル・パフトゥンハー州（以下、「KP州」とする。）（13%）が最も高く、次いでバロチスタン州（10.9%）、シンド州（10.2%）と推計されている。KP州は、アフガニスタンと隣接し同国からの難民を多く入れており、他州に比しても開発が遅れている地域であり、今回の洪水でも157の医療施設が被災しており社会サービスの提供が脆弱な点などが、増加率が最も高い要因として挙げられる。

² 多次元貧困指数（Multidimensional Poverty Index）は、健康、教育、生活水準の面における貧困の程度と発生頻度を明らかにするもの。

当国は 2022 年の洪水発生以前より母子保健指標が世界でも最低水準の国の一つであり、新生児死亡率は 40/出生千対（2020 年）と世界で二番目に高く、妊産婦死亡率も 140/出生 10 万対（2017 年）である。特に新生児死亡率は、世界平均が 17/出生千対（2019 年）、南アジア地域平均が 25/出生千対（2019 年）と、全世界や周辺国に比べて改善が遅れている（世界子供白書 2021）。KP 州では、妊娠時の合併症の割合が 95% であり他州（シンド州（88%）等）に比べて高い。また、同州の施設分娩率（61.8%）もパンジャブ州（68.9%）やシンド州（71.8%）に比べて低く、妊娠中に医師の健診を受けた妊婦の割合（76.1%）も全国平均（82%）を下回っている（Pakistan Maternal Mortality Survey 2019）。したがって、妊産婦健診によるハイリスク妊娠の早期発見と早期対応や、妊娠中と出産後の継続的な健診やケアなどのフォローができないことにより、対応への遅れと症状の悪化を招き、妊産婦の死亡に繋がっていると考えられる。さらに今般の洪水災害を受け、KP 州全体では 147 か所の医療施設が部分的損壊、10 か所の保健医療施設が完全に損壊しており、その殆どが一次医療施設である（Pakistan Floods 2022 - Damage Assessment Form）。こうしたことから、基本的な母子保健サービスへの早期段階からの継続的なアクセスがより困難な状況となっている。

こうした一次医療施設へのアクセスの低下や、施設や機材の損壊によるサービスの質の低下に伴い、二次医療施設への患者の集中なども想定される。二次医療施設においては、特に一次レベルでは対応できないケースへの対応が重要な役割となり、包括的な緊急産科・新生児ケアを提供する設備・資機材が必要となる。一方で、JICA が 2021 年に実施した「ハイバル・パフトゥンハー州社会サービスアクセス向上コミュニティ基盤強化に係る情報収集・確認調査」において、KP 州東部地域の設備や人材・予算配置等の現況・課題を分析した結果、必要な技師が配置されているものの機材が故障または不足している現状が確認されており、二次医療施設における緊急産科・新生児ケアを提供するための環境整備の必要性が高いことが明らかとなっている。

上記を踏まえ、「ハイバル・パフトゥンハー州洪水被害にかかる母子保健機材復旧計画」（以下、「本事業」）は、2022 年の洪水被害を受けた同州を対象に、一次および二次医療施設に対し、産前・産後検診といった母子に対する保健サービスや、ハイリスク妊産婦および新生児を含む母子に対する医療サービスにかかる診断・治療に必要な医療機材の整備の復旧を支援することにより、各医療施設における診断・治療体制の復興および強化を図り、母子保健医療サービスの質の回復と向上に寄与するものであり、当国の保健セクターにおける重要事業と位置付けられる。

「パキスタン国ハイバル・パフトゥンハー州洪水被害にかかる母子保健機材復旧計画準備調査（QCBS）（以下、「本業務」）」は、案件実施の必要性と妥当性を確認のうえ、無償資金協力事業として適切な概略設計を行い、事業計画を策定し、概略事業費を積算することを目的として実施する。

第 3 条 プロジェクトの概要

（1）事業概要

1）事業の目的

本事業は、KP 州において、2022 年洪水による被災地域及び隣接地域に位置する一次・二次医療施設（約 20 施設）を対象に産前・産後検診等の母子保健サービスや、ハイリスク妊産婦および新生児などを含む母子への医療サービスにかかる診断・治療に必要な医療機材の復旧整備を行うことにより、各医療施設における診断・治療体制の強化を図り、もって母子を対象にした保健・医療サービスの質の向上に寄与するもの。

2）事業内容

① 施設、機材等の内容：

現時点で想定される機材は以下の通り。本業務で対象医療施設の状況を調査した上で協力対象機材及び数量を決定する。

【機材】産前・産後検診等の母子保健サービスや、ハイリスク妊産婦および新生児などを含む母子への医療サービスにかかる診断・治療に必要な医療機材（超音波診断装置、デジタルX線一般撮影装置、人工呼吸器、保育器、手術器具、麻酔器、酸素濃縮装置、血液分析装置等）。

② コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容：

詳細設計、入札補助、施工・調達監理、調達機材の運営・維持管理に係る研修

③ 調達・施工方法：本邦／第三国調達

3) 対象地域

ハイバル・パフトウンハー州アボタバード県、マンセラ県、ハリプール県、バタグラム県、北部コヒスタン県、南部コヒスタン県³、コライパラス県

4) 本事業の受益者（ターゲットグループ）：

直接受益者：KP 州保健局、対象医療施設関係者、対象医療施設利用患者

最終受益者：KP 州住民

5) 他の JICA 事業との関係

本事業の対象地域を含む地域では、技術協力「定期予防接種強化プロジェクト」（2014年－2018年）を通じ KP 州保健局のワクチン管理能力向上支援等を実施。加えて、技術協力「プライマリヘルスケアにおける定期予防接種システム強化プロジェクト」（2019年－2022年）では、KP 州の一次医療施設での予防接種サービスを提供する活動の強化、コミュニティに対する啓発活動、保健医療ワーカーの能力強化を実施。後継の技術協力「プライマリヘルスケアにおける母子保健の継続ケア強化プロジェクト」（2022年-2026年）では母子継続ケアサービスの強化を図る予定である。

本事業で一次・二次医療施設の周産期医療サービスの改善を図ることにより、これまでの技術協力と併せて一次・二次医療施設での妊娠期から、出産・産後期、更に新生児期から幼児期までの包括的なケア体制の構築に寄与することが期待される。

6) 事業実施体制

① 事業実施機関／実施体制：ハイバル・パフトウンハー州保健局（Health Department, Government of Khyber Pakhtunkhwa）

② 他機関との連携・役割分担：同一の地域で協力を実施しているアジア開発銀行（以下「ADB」）等他ドナーとの重複がないよう留意するとともに、相乗効果の発現を図る。連携・役割分担は本業務にて詳細確認する。また、ADB や世界銀行は、シンド州を対象に被災した医療施設の改修などの震災復興支援を計画している（詳細は下述「第6条（3）9）」を参照）。

第4条 業務の目的

施設・機材等調達方式の無償資金協力の活用を前提として、プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側負担事項の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

³ 北部コヒスタン県は「アッパーコヒスタン県」、南部コヒスタン県は「ローワーコヒスタン県」とも称される。

第5条 業務の範囲

本業務は、「ハイバル・パフトゥンハー州洪水被害にかかる母子保健機材復旧計画」について、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「第8条 報告書等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、当機構がパキスタン側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

第6条 実施方針及び留意事項

(1) 現地調査の実施方法

本業務においては、①概略設計の実施、準備調査報告書(案)の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査(1回目)、②準備調査報告書(案)を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査(2回目)、の2回の現地調査を予定している。それぞれの現地調査に際しては、JICAから調査団員を参加させることを想定している。

(2) 計画内容の確認プロセス

本業務は、我が国が無償資金協力事業として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時十分 JICA と協議する。なお、特に以下の5つの段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、内容を確認する。

1) 第一回現地調査派遣前(対処方針会議) :

「インセプション・レポート」を取りまとめ、これらを基に基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

2) 第一回現地調査帰国時(帰国報告会) :

帰国後10営業日以内を目途に、現地調査結果を記述した「第一回現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

3) 第一回現地調査帰国後(設計・積算方針会議) :

帰国後20日以内を目途に、本事業内容等の概略設計方針について関係者を含めた協議を行う。

4) 第二回現地調査派遣前(対処方針会議) :

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書(案)」に基づき、計画内容を確認する。

5) 第二回現地調査帰国時(帰国報告会) :

先方政府と「準備調査報告書(案)」の協議の結果を報告する。

(3) 調査時の留意事項

1) 妥当性の確認

パキスタン及び KP 州における①開発計画、保健医療セクター計画、②アボタバード県、マンセラ県、ハリプール県、バタグラム県、北部コヒスタン県、南部コヒスタン県、コライパラス県周辺の医療施設の概況(外来・入院患者数、分娩件数、帝王切開数、検査件数、リファラル件数、病床数、医療従事者数(医師、看護師、助産師等)組織体制、保有機材名称および維持管理体制(担当職員数と教育制度の状況等)等、各医療施設間のリファラル連携体制、③産前・分娩・産後、緊急産科・新生児ケア等の母子保健サービスの提供状況、④洪水被害による施設や機材、医療サービス提供に対する影響等を確認し、無償資金協力としての妥当性を確認する。また、パキスタンが定める各医療施設基準や医療機材配置基準及び KP 州における医療施設・機材維持管理体制等を確認する。

2) 事業内容の検討

ア. 対象医療施設の確認

本事業は、KP 州のアボタバード県、マンセラ県、ハリプール県、バタグラム県の二次医療施設、北部コヒスタン県、南部コヒスタン県、コライパラス県の一次医療施設における機材整備を想定しているが、具体的にどの医療施設を支援するかは決定していない。当該エリアの一次及び二次医療施設の①先方政府の優先度、②既存機材・施設の状況、③医療従事者の配置状況、④運営維持管理体制、⑤医療サービスの提供状況、⑥リファラル体制における医療施設の位置づけ、⑦洪水の被害状況、⑧機材整備の緊急性、⑦他ドナーや自己資金による整備計画、⑧技術協力プロジェクトとの連携等について詳細に調査の上、最終的に対象医療施設や施設数を確定することとする。

イ. 上記施設への医療機材整備

産前・産後検診等の母子保健サービスや、ハイリスク妊産婦および新生児などを含む母子への医療サービスにかかる診断・治療に必要な医療機材について、病院全体のサービス提供内容、医療従事者の技術レベル及び維持管理能力等を確認し、調査結果を踏まえて機材を選定する。

3) 洪水被害による機材整備ニーズの確認

北部コヒスタン県、南部コヒスタン県、コライパラス県の「コヒスタン3県」は、他県に比べて比較的被害が大きいエリアであり、特に、南部コヒスタン県は、KP 州の全 17 県のうち被害総額が 1 億ルピー（約 5 千万円）を超えている 3 県のうちの 1 つである（「District Wise Summary of Pakistan Floods 2022」）。また、コヒスタン3県は、洪水以前から特に母子保健指標に改善が求められるエリアであり、技術協力プロジェクト「プライマリヘルスケアにおける定期予防接種システム強化プロジェクト」（2019 年～2022 年）の対象としていた。これらを踏まえ、本調査においては、コヒスタン3県の一次医療施設に対し、洪水による機材の被害状況、それに伴う機材整備ニーズの確認を行い、機材計画に反映する。またその他対象県の二次医療施設も含め、洪水の影響による医療サービスの提供状況や、リファラルにおける課題（住民の移動・転居などの確認も含む）を確認の上、機材計画に反映する。その際、上述の支援国会合で承認された、「復興支援計画 (Resilient Recovery, Reconstruction and Rehabilitation Framework: 4RF)」、PDNA 報告書、当該報告書の補足文書であるセクター別調査結果等を踏まえ、被害状況やニーズに係る調査を行うこととする。

尚、コヒスタン3県については、外務省の危険レベルは 2 であり、JICA の安全対策措置上は安全管理部承認の地域だが、現状治安状況等を踏まえ邦人の渡航は見合わせるべき地域であるため、調査の実施においては、現地再委託等を通じた現地コンサルタントや、特殊傭人の活用が求められる⁴。さらに、無償資金協力で整備する機材については、当該地域への渡航を避けるため、据付工事が不要なものを選定の上、KP 州保健局への引き渡しを想定する。既に北部コヒスタン県からは機材リストが共有されており、中には分娩監査装置、超音波診断装置、分娩台、予防接種の冷蔵設備等が含まれている。洪水被害を踏まえた機材整備のニーズ確認を行うが、本事業で対象とする機材は、あくまでこうした「母子保健」分野に特化したものとする。

4) JICA 事業との連携

⁴ コヒスタン3県に対する調査については、調査実施体制の他、調査項目、調査手法などの具体的な調査の進め方について、プロポーザルにて提案すること。

上述の通り、技術協力「プライマリヘルスケアにおける定期予防接種システム強化プロジェクト（2019年－2022年）」では、KP州のアクセス困難地域の住民や流動人口に対し一次医療施設での予防接種サービスを提供する巡回活動の強化、コミュニティに対する啓発活動、保健医療ワーカーの能力強化を実施してきている。後続の技術協力「プライマリヘルスケアにおける母子保健の継続ケア強化プロジェクト」(2022年-2026年)は、①コミュニティレベルにおけるソーシャルモビライゼーションを含む母子保健ケアの強化、②施設レベルにおける母子保健ケアの適切な提供、③総合保健プログラム下の各種プログラム間の調整の強化、④各施設レベル間における母子の救急リファラルシステムの強化、⑤州および地区レベルにおける母子保健継続ケアのモニタリング評価の強化を通じ、KP州の対象地域におけるプライマリーレベルの母子継続ケアサービスの強化を図り、母子継続ケアの質の向上に貢献するものである。

本事業を通じて、アボタバード県、マンセラ県、ハリプール県、バタグラム県の二次レベルでの医療サービスを提供する能力が向上することで、技術協力プロジェクトの対象となる下位の病院からリファーされた患者が、無償資金協力の対象となる二次レベルの病院で必要な医療サービスが効果的に受けられるよう支援する想定であるが、具体的な連携の可能性につき、本業務を通じて情報収集のうえ、提案する。

加えて、基礎情報収集調査「パキスタン・イスラム共和国 ハイバル・パフトゥンハー州 社会サービスアクセス向上 コミュニティ基盤強化に係る 情報収集・確認調査」(2022年2月)を実施済みであり、アボタバード県、マンセラ県、ハリプール県の二次医療施設を対象に、機材整備のニーズを確認している。さらに、マンセラ県に対し、追加的に基礎情報収集調査「ハイバル・パフトゥンハー州母子保健医療サービス機能強化にかかる基礎情報収集・確認調査」を実施中であり、マンセラ県の一次医療施設に対する機材を整備する他、パイロット事業を実施し、一次及び二次医療施設の医療従事者に対し、超音波診断装置を活用した産前検診や、CTGを活用した分娩時のモニタリング、バッグを活用した新生児蘇生など、母子保健ケアに係る研修を実施する予定である。同調査の調査結果や、パイロット事業により得られた課題や教訓を踏まえ、調査の実施、機材計画の検討を行うこと。

5) 実施体制及び機材の運用・維持管理体制の確認

機材の運用、維持管理体制を確認し、対象医療施設・機材を自立的・持続的に運用・維持管理ができるような機材計画及び維持管理計画を策定し、実施機関に対して人員配置や予算確保を含む適切な維持管理の実施を求める。

また、必要に応じてソフトコンポーネントを通じて運用・維持管理能力の向上を支援する。さらに、保守契約付帯が必要な医療機材が内容に含まれる場合は、保守サービスの実施体制、保守の内容、期間等を調査し、概略設計に含めて提案する。保守附带契約については参考資料「医療技術・サービスの国際展開を促進するための無償資金協力における試行的運用の概要」を参照のこと。尚、維持管理については、病院の自己収入が十分に充てられるかどうか、及び政府からの補助金制交付の有無も含めて調査で確認する。

6) 機材調達の前提条件

本事業において、一般X線撮影装置等の放射線関連機器など重さがあり、かつ放射線を用いる機材が含まれる場合は、これら機材の据付計画を検討するに際し、病院側が据付け場所として想定し施設内に設けた機材設置場所の床・梁等が当該機材の重量に耐えられるかどうか、また、放射線機器設置場所の放射線防護工事が必要かどうか、本事業

の前提条件となるため、慎重かつ正確に確認する。また、先方政府による工事実施が技術的、財政的に可能であるか、現地業者の実施能力を含め確認する。

7) ソフトコンポーネント計画

調達機材の運用・維持管理等、ソフトコンポーネントについて先方の要請を確認のうえ、その必要性や内容について検討する。本事業で調達する機材について先方政府が適切に運用・維持管理ができるよう、必要なソフトコンポーネントについて提案する。

8) 効果指標

本事業を通じた開発効果を適切に把握するため、定量、定性評価の十分な検討を行う。指標が入手可能であるかどうかも含めて、調査で確認し、先方と合意する。

9) 他ドナーによる協力

当国では、世界保健機関、世界銀行、国際連合児童基金、米国開発庁等が、母子保健、ポリオ対策、定期予防接種等を中心に政策・制度、技術面で支援している。2022年洪水を踏まえた復興支援の点では、国連開発計画や世界銀行が世界保健機関と連携しパキスタン洪水復興支援計画の策定を支援しているほか、世界保健機関が洪水で被害を受けた医療施設のニーズアセスメントなどを実施している。また、ADBは、KP州保健局向けの政策借款「保健システム能力強化プログラム」を2022年中に開始する予定で計画をしており二次医療施設の施設や機材更新等が一部含まれる。母子保健分野に特化した支援ではないが、対象施設の重複可能性があるため調査を通じてADBとの調整を図っていく。

10) 先方政府または他ドナーの本事業に関連する支援計画の確認

先方政府または上記以外他ドナーによる本事業に関連する支援計画がある場合は、本事業の実施内容やスケジュールと先方の事業内容、スケジュールの調整が必要となるため、適切な計画を関係者と協議した後、その内容を事業計画の内容に含める。特にパキスタンにおいては、先方負担事項が生じるプロジェクトに関して、ドナー側コンポーネントも含め、政府閣議において事業計画(PC-1)の承認が必要である。同計画は実施機関であるKP州保健局が作成し、同国政府が承認を行うこととなるが、PC-1の作成には事業の範囲や規模・内容についての情報が必要となることから、事前にPC-1の作成に必要な情報や審議が想定される会議の開催頻度、タイミング等を確認したうえで、現地調査(第1回)後、事業規模・内容が固まってきた段階で、計画内容(概略事業費、概略設計図、調達機材リスト、予定工程等)について、必要に応じて先方に情報を共有すること。

11) 一次及び二次医療施設の民間委託

KP州における一次及び二次医療施設について、KP州保健局は、特に医療従事者の確保が困難なエリアにおいて、医療施設の提供する医療サービスの質及び量を拡大すべく、官民連携のスキームを適用する方針である。民間委託後、委託された施設は、病院としての活動指標を設定し、それら指標を達成するためにKP州からの補助金と自己資金を用いて不足している機材の調達、人材のリクルート活動を行うことになっている。従って、対象医療施設における官民連携制度による運営委託導入の可能性とその影響についても確認し、整備した医療機材の運営維持管理のための予算計画や人員体制等、持続的な活用対策を検討する。

1 2) 本事業を実施するための相手国負担事項の確認

相手国側負担事項（電源及び水道の整備、免税手続き、銀行取極（B/A）及び支払授權書（A/P）の発給、運用・維持管理人員の配置、維持費用の確保、無償資金協力ではカバーされない保守契約等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、JICA が合意文書（Minutes of Discussions）にて確約を取り付けるプロセスを支援する。特に免税手続きについては、免税を確保すべき税目、対象及び免税方式について、先方政府に説明・確認を行う。また、既存の機材の撤去について手順、スケジュールも含め先方政府との役割分担を確認する。これら調査の結果は無償資金協力として本事業を実施する際の相手国負担事項として合意文書（Minutes of Discussions : M/D）に記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に本事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。

1 3) 正式要請内容の整理

本事業は、現段階では正式な要請書が未到達である。JICA が本件調査実施中に要請書の早期提出を州保健局へ促すにあたり、本業務において要請書の内容の技術的整理に関する支援を行う。

1 4) 税金情報の収集整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの関係機関によって、どのような手続きで行われるかについて、財務省および税関当局などから情報収集する。これら免税情報は現地 JICA 事務所に蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で JICA 事務所と協議し、既存情報の収集と情報アップデートを行う。調査終了時には収集した情報を取りまとめ JICA 事務所へ報告する。なお、調査結果については所定の様式（免税情報シート）にまとめ、第一回現地調査終了時まで、JICA 事務所へ電子データで修正版を提出する。JICA 本部担当部署（人間開発部）にも資料を共有する。

(4) 報告書・提出物等の作成方針

報告書・提出物等の作成にあたっては「無償資金協力にかかる報告書作成のためのガイドライン」（2020年11月改訂版）（以下、「無償報告書ガイドライン」と記載する。）に従う。

(5) 設計・積算に係る参照マニュアル

本業務において設計・積算を行うにあたっては、2009年3月に策定された「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」（補完編を含む）を参照する。同マニュアルは、設計・積算を行う上で留意すべき共通事項、代表的セクターの留意事項について記載した内容となっているので、本案件の特性と求められる水準に配慮しながら、設計及び積算に必要な情報の収集、検討・分析、結果の整理、設計・積算に関連する資料（設計総括表、積算総括表等）の作成を行う。

第7条 業務の内容

上記「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。

(1) インセプション・レポートの作成

要請書及び関連資料の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

JICA が派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

(3) プロジェクトの背景の確認

パキスタンにおける保健医療分野の上位計画、KP 州における保健戦略・活動計画、本計画の位置づけ、重要性の確認を行う。具体的には、以下に関する情報を収集する。

- 1) 保健医療基礎データ（人口、平均寿命、乳児・5 歳未満児死亡率、妊産婦死亡率、予防接種率、疾病構造、疾病負担、貧困度など）
- 2) 保健医療にかかる政策、開発計画、中長期計画（開発方針、開発課題、重点分野等）の概要と本プロジェクトの位置づけ
- 3) 保健医療体制（公的病院の数、リファラルシステム、保健行政、政策、人材、予算等）と国家開発計画

(4) プロジェクトの実施体制の確認

KP 州保健局、対象県保健局の役割分担を確認した上で、本計画の実施機関を確認する。併せて、組織・権限・人員構成や近年の予算状況、技術水準等に関する情報を収集する。

- 1) 州保健局、対象病院との関係性とプロジェクト実施にかかる役割分担
- 2) 対象病院の組織・権限・人員構成、近年の財政収支・予算状況
- 3) 医療サービスの提供状況、技術水準（診療科、提供される保健医療サービス種類、病床数、病床占有率、入院・外来患者数、疾患内訳（入院、外来）、検査（臨床、画像診断等）、分娩件数、帝王切開含む手術件数、死亡原因、リファラル件数、診察料手術待ち時間、入院待ち時間など）
- 4) 人材の雇用・配置・育成の状況（雇用状況、勤続年数、部門ごとの配置数、医療従事者への卒前/卒後教育、各種研修、OJT の実施状況等）
- 5) 既存施設・機材の活用状況
- 6) 対象病院周辺、並びに近隣州の地理的情報（地理的状況、年齢別人口、管轄地域・人口、アクセスなど）
- 7) 近隣の病院や同レベル病院の医療サービス提供状況（活用状況、機材品目、仕様、提供サービス、レファラルの状況）
- 8) 維持管理体制（人員配置・予算確保の状況、修理や消耗品等の追加的購入が必要になった際の対応フロー、予防メンテナンスの状況、維持管理実施の実状、機材の廃棄状況等）
- 9) 公共事業実施に伴い必要な国内手続き（PC-1 の承認プロセス等）

(5) 調達事情調査

- 1) 既存の機材のメーカー・数量・稼働状況、配置予定部門の活用状況の確認
- 2) 要請機材（品目・仕様・数量）の精査：医療機材の稼働に不可欠である対象施設の役割、調達機材の活用計画等を確認しつつ、予算措置、人員配置、維持管理を含む先方実施能力及び現地インフラ整備状況（電気・給排水など）を見極め、適切かつ効果的な規模の協力内容となるよう、要請機材（品目・仕様・数量）の精査を行う。協力内容の絞り込みが必要となる場合の優先度、判断基準に関しても、先方の要望、協議結果及び調査結果を踏まえて合意する。
- 3) 調達事情（第三国調達を含めた調達先、現地代理店の有無、調達方法、調達・通関に關係する機関、調達価格、輸送費、免税措置、関連法令、保険など）の確認（基本的には本邦調達を想定するが、第三国調達の必要が生じた場合は調達先候補国について前広に発注者と相談を行う。）
- 4) 資機材・消耗品・交換部品等の原産国、調達先、価格（輸送費及び輸入価格、近年の物価上昇率を含む。）、アフターセールスサービスの内容、保守契約を概略設計に含む必要のある医療機材及び保守契約の内容、保守契約を履行できる現地業者の有無等を考慮した調達方法の検討
- 5) 調達に係る資機材の輸送経路及び方法の検討
- 6) 機材据付に伴う施設工事（床、内壁等）の必要性、方法及び費用の確認
- 7) 機材の設置場所（部門）及び運用にかかる人員配置計画の確認
- 8) 保守契約附帯の要否の確認（対象医療機材、契約内容、期間、費用、現地代理店、実施体制）

(6) 事業内容の計画策定

現地調査（1回目）の結果を踏まえ、帰国後10日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にてこれを説明する。

さらに帰国後30日以内を目途にJICAが開催する設計・積算方針会議に参加し、事業内容等の概略設計方針について関係者と協議を行う。

上記調査及びJICAとの協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計、機材仕様書（案））を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。なお、設計に当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）を参照して設計総括表を作成し、JICAに対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

積算にあたっては、それが無償資金協力の事業費に反映されることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過大・過小のない適正な「積算」としなければならない。積算にあたっては、設計・積算マニュアルを参照して積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

機材については入札に対応できる精度を確保する。

1) 全体計画

既存の機材の種類・数量・稼働状況、人員配置、提供医療サービスや運用・維持管理に関する技術水準等の状況を調査、分析し、その結果を踏まえ、要請機材の無償資金協力による調達適否を検討する。

2) 基本計画

上記を踏まえ、本事業として計画される事業の内容の基本計画を検討する。

① 機材調達計画

機材の必要性・活用計画、既存施設における機材活用状況および老朽化の具合、消耗品やメンテナンスサービスを手に入れる容易さを確認のうえ、現地調達の可能性等を踏まえた、適切な計画（機材名、メーカー、仕様、数量、使用部門、優先順位等）を作成する。

- ・機材計画
（内容、数量、使用部門、優先順位等）
- ・機材調達事情
（第三国調達を含めた調達先、代理店の有無、代理店の名称・対応能力、機材の輸送経路、通関手続き、保険等）
- ・消耗品、交換部品、燃料等の調達事情
（必要な品目・数量・費用、予算確保の方法、調達先・代理店の情報等）
- ・機材の配置場所及び運用にかかる人員配置計画
（特に画像診断、臨床検査の医療従事者）
- ・機材の輸送経路、通関手続き、保険
- ・保守契約附帯の要否（対象医療機材、最低限必要な契約内容、期間、サービス費用、現地代理店、実施体制）

② 概略設計図及び設備計画

機材設置のために建物の床・内壁等の補強・改修や放射線防護工事、給排水・電気設備の改修が必要と判断された場合には、当該部分の補強・改修方法を必要に応じて図面と共にまとめる。また、本事業内で施設側の補強や改修工事が想定される場合は、据付時に必要な工事手順等についてもまとめる。

③ ソフトコンポーネントの計画

施設・機材の維持管理等に関するソフトコンポーネントの必要性について確認し、必要と判断された場合、その内容を検討する。ソフトコンポーネントについては、「ソフトコンポーネントガイドライン（2020年11月）」を参照のこと。ソフトコンポーネントを実施する場合、本計画により整備される施設をより効果的・効率的に活用するための効果的かつ効率的な支援を検討すること。また、ソフトコンポーネントを実施する場合、本計画により整備される機材をより効果的・効率的に活用するための支援を検討する。その際には技術協力プロジェクト「プライマリヘルスケアにおける母子保健の継続ケア強化プロジェクト」（2022年-2026年）の成果を確認し、連携による相乗効果発現に留意の上、その結果を概略設計に反映させる。

（7）相手国側負担事項の概要

相手国負担事項（電気・給排水設備の引き込み、B/A・A/P手続き、人員の配置等）のプロセス、各手続における関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、確約を取り付ける。

（8）税金情報の収集整理

無償資金協力事業で調達される財・サービスに対し、先方政府は免税を確保することを基本原則としていることから、本事業の実施で生じる各種税についてどのような手続きで行われるか等について財務省および税関当局などから詳しく調査する。

具体的には、①法人の利益・所得に課される税金（法人税等）、②個人の所得に課される税金（個人所得税等）、③付加価値税（VAT等）、④資機材の輸入に課される税金や諸費用、⑤その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企

業が免税（事前免税、事後還付、実施機関負担等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。

過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。また国内においても、過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、OCAJI等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。

免税情報は現地 JICA 事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で JICA 事務所と協議し、JICA 事務所が有する情報を入手し、情報アップデートを行う。設計・積算前の現地調査終了時には必ず JICA 事務所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、先方政府と協議した際の情報（協議相手、内容、連絡先等）も提出する。なお、調査結果については所定の様式（免税情報シート）にまとめ、OD 現地調査終了時までには、JICA 事務所へ電子データで修正版を提出する。

（9）本事業の運営維持管理計画の策定

対象医療施設が行う施設・機材の運営維持管理について、以下の手順で整理する。

- 1) 政府関係機関および対象医療施設の機材の運営維持管理体制、運営維持管理実施の現状の確認（現地代理店の有無、対応機能含む）
- 2) 必要な運営維持管理業務に関する、毎年必要な点検・運営維持管理業務と、数年単位で間隔を空けて実施が必要な運営維持管理業務の整理
- 3) 運営維持管理の実施に必要な人員の配置、消耗品・交換部品・燃料等の購入、保守契約の実施等に関する内容と実施方法の確認
- 4) 運営維持管理計画の策定
- 5) 運営維持管理にかかる費用の積算と先方政府からの予算措置の担保取付（先方政府に対して、維持管理の重要性、必要性を丁寧に十分な説明を実施する）

（10）プロジェクトの概略事業費

プロジェクト及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。「協力対象事業」の概略事業費の積算に当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）を参照して積算総括表を作成し、JICAに対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

1) 準拠ガイドライン

具体的積算に当たっては、上記マニュアルの補完編及び機材編を参照して積算を行う。

2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出にあたっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を「無償報告書ガイドライン」に記載する様式にとりまとめ、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

3) 事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等のドナー比較資料」（様式の指定なし）を作成し、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

- ① 実施時期
 - ② 事業費（総事業費及び内訳）
 - ③ 概略の仕様
 - ④ 入札方法（PQ基準、国際入札／国内入札等）
 - ⑤ 契約条件（総価方式／BQ方式、支払い条件（履行保障の有無等）等）
- #### 4) 機材の保守契約

積算にあたっては、保守契約を含めた場合の積算も検討する。

5) 予備的経費

本計画に関する予備的経費の計上について、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、これを JICA に提供する。JICA が算定した予備的経費率を概略事業費に反映させる。

- ① 経済状況、市場変化にかかるリスク（インフレ率等）
- ② 工事量変動にかかるリスク
- ③ 自然条件にかかるリスク（洪水、降雪等）
- ④ 現地政府のガバナンスにかかるリスク
- ⑤ 治安状況にかかるリスク

(11) 事業の評価

プロジェクトの評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト完成後約3年を目途とした目標年の目標値を設定する。また、入手が可能な数値をもとにした指標を設定すること。指標の設定に際しては、第一回現地調査時点で適切な指標を整理し、JICA へ説明すること。

(12) ジェンダーの視点の確認

- 1) 対象施設の従業員（医療従事者）や利用者（患者）の男女別の統計データや、ジェンダー課題に関する情報を収集し、ジェンダー格差の状況を把握する。
- 2) 機材計画に関連し、具体的なジェンダー配慮事項がある場合は調査の中で明らかにし、先方に提案する。
- 3) ソフトコンポーネントとして、施設・機材の維持管理等に関する研修等を計画する場合は、研修対象における女性の割合を設定する等、女性の参加の推奨を併せて計画する。

(13) 治安に関する安全対策

本事業サイトについては外務省海外安全情報がレベル2の地域（または、渡航措置が JICA 安全管理部承認事項となっている地域）に該当するため、事業サイト等の治安面の安全対策に関し、現地の治安情勢を確認の上、サイトの物理的防御、監視・警備、事業関係者の移動体制、通信機器その他必要と考えられる事項について機構の安全対策ガイドランスも参考にしつつ、十分検討・計画し、案件別安全対策検討シート（案）を作成する。なお、案件別安全対策検討シート（案）は概算事業費の積算に反映させる必要がある為、現地調査終了時に提出する。調査の過程においては随時十分当機構と協議する。また、先方政府負担事項については同内容につき先方政府に説明し合意に向け支援を行う。

(14) 協力対象事業実施に当たっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

(15) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを検討する。特に事業実施中のリス

クについて、それらをコントロールする手法について検討する。事業実施後に想定されるリスクの軽減については、ハード面、ソフト面ともに検討し、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策を検討する。

(16) 準備調査報告書(案)の作成

上記調査結果を準備調査報告書(案)として取り纏め、その内容について JICA と協議する。

(17) 準備調査報告書(案)及び機材仕様書(案)の説明・協議

上記準備調査報告書(案)及び機材仕様書(案)をパキスタン政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する(概略事業費を含む)。特に、プロジェクト実施における銀行取極め(B/A)、支払授權書(A/P)の発給、免税手続き、維持管理体制の整備など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。協議の結果、準備調査報告書(案)及び機材仕様書(案)の内容について相手国側からコメントがなされた場合は、これを十分検討のうえ、必要に応じプロジェクト全体及び無償資金協力事業の基本構想を変えない範囲で修正を加え、準備調査報告書に反映させる。

(18) 準備調査報告書等の作成

パキスタン関係者等への準備調査報告書(案)及び機材仕様書(案)の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 概略事業費(無償)積算内訳書
- 2) 準備調査報告書
- 3) 機材仕様書
- 4) デジタル画像集
- 5) 進捗報告書(Project Monitoring Report)の初版
- 6) 案件別安全対策確認シート(案)

第8条 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5)から(9)を成果品とする。成果品は2024年4月30日迄に提出すること。

その他の報告書等は現地調査や JICA との関連会議の日程を踏まえ余裕をもって提出することとするが、(1)(2)は第一回現地調査の2週間程度前、(3)、(10)及び(11)は各現地調査帰国後2週間以内等を目途に第一稿を JICA に提出し、内容の調整を行う。尚、以下に示す部数は JICA へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

成果品	部数
(1) 業務計画書	和文2部
(2) インセプション・レポート	英文2部
(3) 現地調査結果概要	和文1部
(4) 準備調査報告書(案)	和文2部 英文2部
(5) 概略事業費(無償)積算内訳書	和文2部

※コスト縮減検討資料、事業費ドナー比較資料を含む。）

- | | |
|---|--|
| (6) 準備調査報告書
(※完成予想図を含む。) | 和文(製本版)
5部及びCD-R 1枚
英文(製本版)
5部及びCD-R 1枚
和文(簡易製本版)
2部及びCD-R 1枚 |
| (7) 機材仕様書 | 和文2部
英文2部 |
| (8) デジタル画像集 | CD-R 2枚
(デジタル画像40枚程度) |
| (9) 進捗報告書(Project Monitoring Report)の
初版 | 英文3部 |
| (10) 免税情報シート | 電子データ |
| (11) 案件別安全対策検討シート(案) | 電子データ |

注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) (2) インセプション・レポートについては、円滑に現地調査を開始するために予め日本出発前に露文を作成し、JICAに提出する。

注3) (5) 概略事業費(無償)積算内訳書については2009年3月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル(試行版)」の補完編及び機材編を、その他については「無償資金協力にかかる報告書作成のためのガイドライン」に準拠することとする。

注4) (6) 準備調査報告書(和文:製本版)には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書(和文:簡易製本版)を作成する。

注5) 報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(2020年1月)」を参照する。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq0000kzwjj-att/ind_guide.pdf

注6) 特に記載のないものはすべて簡易製本(ホッチキス止め可)とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

注7) 報告書等全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、露文報告書等の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積りに含めて提出することとします。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	洪水被害地域（コヒスタン3県）における調査実施体制	第6条 実施方針及び留意事項 (3) 調査時の留意事項 3) 洪水被害による機材整備ニーズの確認

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：保健医療機材計画にかかる B/D（基本設計）、O/D（概略設計）、D/D（詳細設計）、SV（施工・調達監理）

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もありえます。現地業務について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地業務開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／機材計画①
- 維持管理計画
- 保健医療計画/ジェンダー配慮

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 8.6 人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／機材計画①）】

- ① 類似業務経験の分野：医療機材計画に係る B/D、O/D、D/D、SV
- ② 対象国及び類似地域：パキスタン国及び全途上国
- ③ 語学能力：英語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：維持管理計画】

- ① 類似業務経験の分野：医療機材の維持管理に係る B/D、O/D、D/D、SV
- ② 対象国及び類似地域：パキスタン国及び全途上国
- ③ 語学能力：英語

【業務従事者：保健医療計画/ジェンダー配慮】

- ① 類似業務経験の分野：保健医療計画/ジェンダー配慮に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：評価なし
- ③ 語学能力：評価なし

【留意事項】 語学の証明書に関して、TOEIC の IP テストによるスコアレポートも可とした暫定運用は 2022 年 9 月末にて終了していますので、ご注意ください。なお、CASEC や JICA 専門家検定による認定書は、従来より認定の対象外となっています。

(詳細：https://www.jica.go.jp/announce/information/20220118_02.html)

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2023年5月中旬より国内で事前準備を開始し、2023年6月上旬から第一回現地調査を行う。帰国後に、国内解析（積算審査に要する期間を含む）を実施する。翌2024年1月に第二回現地調査（概略設計）を実施することを想定する。また、2024年2月に概要資料を、2024年4月に準備調査報告書を含む成果品を作成・提出することを想定する。尚、本業務工程は現時点の想定であり、閣議時期の前倒しを検討する可能性もある点、留意する。尚、遅くとも閣議時期の1か月前までのPC-1承認が求められる。

項目	時期	2023年								2024年			
		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
(概略設計調査)													
事前準備		□											
現地調査(0D)			■										
国内解析				□									
概略設計ドラフト 説明(DOD)									■				
国内整理										□			
概略設計 概要資料提出											△		
PC-1 作成・承認			■										
最終報告書提出													▲

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 16.4 人月（現地：8.4 人月、国内：8.0 人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/機材計画①（2号）
- ② 機材計画②
- ③ 維持管理計画（3号）
- ④ 調達計画/積算
- ⑤ 設備計画
- ⑥ 保健医療計画/ジェンダー配慮（4号）

3) 渡航回数を目途 全9回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

第6条(3)3)に記載の通り、洪水被害地域における調査を含め、対象医療施設や現地調達事情の調査など、現地再委託をすることにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める。現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案すること。なお、現地再委託にかかる費用は本見積りで計上すること。なお、現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案をすること。また、特殊傭人として調査補助員を認め、本見積りに計上すること。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 案件計画調書①
- PDNA 保健セクター報告書
- District Wise Summary of Pakistan Floods 2022
- Kohistan Upper Need of Equipment
- List of damaged health facilities in Kohistan Upper
- 「パキスタン国ハイバル・パフトウン ハー州母子保健医療サービス機能強化にかかる 情報収集・確認調査」パイロット事業計画書
- 「パキスタン国ハイバル・パフトウン ハー州母子保健医療サービス機能強化にかかる 情報収集・確認調査」ベースライン調査結果報告書

2) 公開資料

- 「開発途上国のレベルに応じた日本の病院施設・技術の適用」
基礎研究報告
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000034237.html>
- [復興支援計画 \(4RF\)](#)
[Pakistan Floods 2022: Resilient Recovery, Rehabilitation, and Reconstruction Framework \(4RF\) | United Nations Development Programme \(undp.org\)](#)
- PDNA
[Pakistan Floods 2022: Post-Disaster Needs Assessment \(PDNA\) | United Nations Development Programme \(undp.org\)](#)
- 「ハイバル・パフトウンハー州社会サービスアクセス向上コミュニティ基盤強化に係る情報収集・確認調査」最終報告書
https://openjicareport.jica.go.jp/431/431/431_117_12369377.html
- 「協力準備調査 設計・積算マニュアル（試行版）及び同補完編・機材編

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/sekisan_01.html

- [無償資金協力にかかる報告書作成のためのガイドライン a](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/index.html)

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/index.html

(6) 安全管理

- ① 現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。安全対策・渡航手続きについては下記ホームページも参照し、内容を遵守すること。
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/abroad.html>
- ② 現地の治安状況については、十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。
- ③ 現地業務に先立ち渡航予定の業務従事者を外務省「たびレジ」に登録するとともに、渡航情報（渡航予定の業務従事者の連絡先や行程）をJICAパキスタン事務所に連絡し、必ずセキュリティクリアランス及び渡航可否を確認した上で渡航を決定する。また、安全管理部が実施するブリーフィングや安全対策研修に参加する。
- ④ パキスタン国内ではしばしばテロ対策として携帯電話サービスが停止することから、連絡手段としてのコミュニケーションツールを複数確保し、無線LAN接続可能な携帯電話（スマートフォン）に加え、無線インターネット用のデータ通信端末（モバイルルーター）、衛星電話等を用意すること（衛星携帯電話については、安全対策経費として別見積りで計上すること）。
- ⑤ 現地到着後、業務開始前にJICAパキスタン事務所において安全対策ブリーフィングを受けることとする。
- ⑥ 現地作業期間中は、安全管理に十分留意し、JICAパキスタン事務所の指示に従うこと。JICAパキスタン事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。毎日、安全オペレーションルームへの定期連絡および都市間移動時の連絡を行う。
- ⑦ パキスタン国内における宿泊場所は、JICAパキスタン事務所に推奨された範囲内の宿泊施設とし、執務室事務所としてスペースは必要な安全対策措置の施されている事務所スペースを確保し、JICAパキスタン事務所の確認を得ること。
- ⑧ 業務従事者の渡航情報については、月間業務予定表を前月末までに人間開発部及びJICAパキスタン事務所へ提出し、さらに配属先以外の新規の訪問先への移動については、セキュリティクリアランスシートを事前にJICAパキスタン事務所へ提出し、相談すること。移動手段は車両に限定する。
- ⑨ 治安状況によっては、移動時、武装警察官や武装民間警備員の配置が必要となる。治安情勢に応じJICAパキスタン事務所の指示により増強が求められる可能性がある。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）

（1）報酬について

本件業務については、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象となりますので、月額報酬単価の上限額が加算されます。「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」の「別添資料2：報酬単価より、紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）」を参照してください。

（2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積として提案します。
- ②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）

セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積にて提出。

【上限額】

69,252,000円（税抜）

上記の金額は、下記（3）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1）旅費（その他：戦争特約保険料）
- 2）一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

- 3) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(4) 見積価格について、
各費目にて千円未満を切り捨てた合計額（税抜き）で計上してください。

(5) 旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇒バンコク⇒イスラマバード（タイ国際航空）

(6) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(7) 外貨交換レートについて

- 1) JICAウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

別紙2：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	16	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	6	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(34)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／機材計画①</u>	(24)	(9)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国・地域での業務経験	2	1
ウ) 語学力	4	1
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	3	1
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	—	(9)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 対象国・地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	1
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	1
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(—)	(6)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	6
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>維持管理計画</u>	(13)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国・地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	
(3) 業務従事者の経験・能力： <u>保健医療計画/ジェンダー配慮</u>	(13)	
ア) 類似業務の経験	9	
イ) 対象国・地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	4	